

部会に属すべき臨時委員及び専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき臨時委員及び専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和4年1月26日付

企画部会

（建設工事受注動態統計調査関係）

臨時委員 篠 恭彦（一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員）

専門委員 細川 努（総務省デジタル統括アドバイザー）